

2023年5月22日

各 位

会 社 名 株式会社 Fast Fitness Japan
代 表 者 名 代表取締役社長 土 屋 敦 之
(コード番号：7092 東証プライム市場)
間 合 せ 先 専務取締役管理本部長 高 嶋 淳
(TEL. 03-6279-0861)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2023年5月15日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、2021年6月24日開催の第11回定時株主総会においてご承認いただきました譲渡制限付株式報酬制度の改定を決議し、2023年6月23日開催予定の第13回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に譲渡制限付株式報酬制度の改定に関する議案を付議することを決議（以下、「本決議」といいます。）いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

なお、本決議は、取締役会の任意の諮問機関であり半数以上を社外取締役で構成する指名報酬委員会において審議した結果に基づいて行っております。

記

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定

(1) 本制度改定の理由

当社は、2021年6月24日開催の第11回定時株主総会において、「第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件」としてご承認いただき（以下、本1.において、同定時株主総会における当該議案に関する決議を「当初決議」といいます）、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本1.において「対象取締役」といいます）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、本1.において「本制度」といいます）を導入しております。

今般、当社の一層のガバナンス強化のため社外取締役の増員も視野に入れること及び当初決議以降の当社の株価推移等を総合的に勘案し、当初決議の内容を以下のとおり一部改定し、対象取締役のうち社外取締役に対し譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を増額するとともに、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の上限を増数することにつき、本株主総会に付議いたします。

(2) 本制度改定の概要

当初決議において、本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額を「年額 50 百万円以内（うち、社外取締役については年額 5 百万円以内）」、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を「年 15,000 株以内（うち、社外取締役については年 1,500 株以内とし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）」とご承認いただいております。2021 年 10 月 1 日を効力発生日として当社普通株式 1 株につき 1.2 株の割合で株式分割を行ったことに伴う調整として、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を「年 18,000 株以内（うち、社外取締役については年 1,800 株以内）」に変更しております。

本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額を「年額 50 百万円以内（うち、社外取締役については年額 10 百万円以内）」、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を「年 50,000 株以内（うち、社外取締役については年 10,000 株以内とし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）」と改定いたします。

以上の改定点を除き、本制度の内容に変更はございません。

2. 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度改定

(1) 本制度改定の理由

当社は、2021 年 6 月 24 日開催の第 11 回定時株主総会において、「第 7 号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件」としてご承認いただき（以下、本 2. において、同定時株主総会における当該議案に関する決議を「当初決議」といいます）、当社の監査等委員である取締役（以下、本 2. において「対象取締役」といいます）に対して、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、本 2. において「本制度」といいます）を導入しております。

今般、当社の一層のガバナンス強化のため監査等委員である取締役（社外取締役を含む）を増員すること及び当初決議以降の当社の株価推移等を総合的に勘案し、当初決議の内容を以下のとおり一部改定し、対象取締役に対し譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を増額するとともに、発行又は処分をされる当社の普通株式の上限を増数することにつき、本株主総会に付議いたします。

(2) 本制度改定の概要

当初決議において、本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額を「年額 10 百万円以内」、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を「年 3,000 株以内（ただし、

本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します）」とご承認いただいております。2021年10月1日を効力発生日として当社普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割を行ったことに伴う調整として、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を「年3,600株以内」に変更しております。

本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額を「年額15百万円以内」、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を「年15,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します）」と改定いたします。

以上の改定点を除き、本制度の内容に変更はございません。

なお、上限となる数の譲渡制限付株式を10年にわたり発行した場合における発行済株式総数に占める割合は3.47%であります。

以 上